

都市公園法(昭和 31 年 4 月 20 日法律第 79 号)(抄)

最終改正:平成 23 年 12 月 14 日法律第 122 号

第二章 都市公園の設置及び管理

(都市公園の設置基準)

第三条 地方公共団体が都市公園を設置する場合には、※政令で定める都市公園の配置及び規模に関する技術的基準を参酌して条例で定める基準に適合するように行うものとする。

※政令で定める都市公園の配置及び規模に関する技術的基準

都市公園法施行令(昭和 31 年 9 月 11 日政令第 290 号)(抄)

最終改正:平成 24 年 6 月 29 日政令第 178 号

第一章 都市公園の設置

(都市公園の配置及び規模に関する技術的基準)

第一条 都市公園法(以下「法」という。)第三条第一項の政令で定める技術的基準は、次条及び第二条に定めるところによる。

(住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第一条の二 一の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内の都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は、10 平方メートル以上とし、当該市町村の市街地の都市公園の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積の標準は、5 平方メートル以上とする。

(地方公共団体が設置する都市公園の配置及び規模の基準)

第二条 地方公共団体が次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて当該市町村又は都道府県における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

一 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25 ヘクタールを標準として定めること。

二 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2 ヘクタールを標準として定めること。

三 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4 ヘクタールを標準として定めること。

四 主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目

的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 地方公共団体が、主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

2 都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)第四条第一項に規定する基本計画(地方公共団体の設置に係る都市公園の整備の方針が定められているものに限る。)が定められた市町村の区域内において地方公共団体が都市公園を設置する場合においては、当該都市公園の設置は、前項に定めるもののほか、当該基本計画に即して行うよう努めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第四条 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積(国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。)の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100 分の 2 を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合(国の設置に係る都市公園にあつては、100 分の 2)を超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合※その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める範囲(国の設置に係る都市公園にあつては、政令で定める範囲)内でこれを超えることができる。

※その他政令で定める場合において、政令で定める範囲

都市公園法施行令(昭和 31 年 9 月 11 日政令第 290 号)(抄)

(公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等)

第六条 法第四条第一項ただし書の政令で定める特別の場合は、次に掲げる場合とする。

一 前条第二項に規定する休養施設、同条第四項に規定する運動施設、同条第五項に規定する教養施設、同条第八項に規定する備蓄倉庫※その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設又は自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)に規定する都道府県立自然公園の利用のための施設である建築物(次号に掲げる建築物を除く。)を設ける場合

※その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設

都市公園法施行規則(昭和 31 年 10 月 9 日建設省令第 30 号)

最終改正:平成 24 年 6 月 29 日国土交通省令第 64 号

(災害応急対策に必要な公園施設)

第一条の二 [令第五条第八項](#)の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設は、耐震性貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート、係留施設、発電施設及び延焼防止のための散水施設とする。

二 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のイからハまでのいずれかに該当する建築物を設ける場合

イ [文化財保護法](#)(昭和 25 年法律第 214 号)の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物※その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして国土交通省令で定める建築物

※その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして国土交通省令で定める建築物

都市公園法施行規則(昭和 31 年 10 月 9 日建設省令第 30 号)

(歴史上又は学術上価値の高い建築物)

第一条の三 [令第六条第一項第二号イ](#)の国土交通省令で定める歴史上又は学術上価値の高い建築物は、[文化財保護法](#)(昭和 25 年法律第 2014 号)[第百八十二条第二項](#)の条例の定めるところにより歴史上又は学術上価値の高いものとして現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物とする。

ロ [景観法](#)(平成 16 年法律第 110 号)の規定により景観重要建造物として指定された建築物

ハ [地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律](#)(平成 20 年法律第 40 号)の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物

三 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場※その他の高い開放性を有する建築物として国土交通省令で定めるものを設ける場合

※その他の高い開放性を有する建築物として国土交通省令で定めるもの

都市公園法施行規則(昭和 31 年 10 月 9 日建設省令第 30 号)

(高い開放性を有する建築物)

第二条 [令第六条第二項](#)の国土交通省令で定める高い開放性を有する建築物は、屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場、壁を有しない休憩所及び屋根付野外劇場とする。

四 仮設公園施設(三月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前三号に規定する建築物を除く。)を設ける場合

2 地方公共団体の設置に係る都市公園についての前項第一号に掲げる場合に関する[法第四条第一項](#)ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の 100 分の 10 を限度として[同項](#)本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 地方公共団体の設置に係る都市公園についての第一項第二号に掲げる場合に関する[法第四条第一項](#)ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の

100 分の 20 を限度として[同項](#)本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 地方公共団体の設置に係る都市公園についての第一項第三号に掲げる場合に関する[法第四条第一項](#)ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の 100 分の 10 を限度として[同項](#)本文又は前二項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

5 地方公共団体の設置に係る都市公園についての第一項第四号に掲げる場合に関する[法第四条第一項](#)ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の 100 分の 2 を限度として[同項](#)本文又は前三項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。